

時間外労働の算定(2)

当社は、就業規則で始業・終業時間や休日等を次のように定めています。従業員の山田君の4月の労働時間は下図のようになります。この場合の時間外労働となる時間を教えてください。

始業時刻9時、終業時刻17時45分 休憩時間12時~13時（1日の所定労働時間は7時間45分）
 休日・・・日曜（法定休日：35%割増）、土曜、国民の祝日、年末年始（12月29~1月3日）★休日の振替制度あり

＜山田君の4月の労働時間＞

第1週 週所定労働時間38時間45分
週の実労働時間40時間30分

			A			9時間
	C		C		C	8時間
休	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	有給 休暇	7時間 45分	C 7時間 45分
日	月	火	水	木	金	土
3/31	4/1	2	3	4	5	6

第2週 週所定労働時間38時間45分
週の実労働時間59時間15分

				A		10時間
	A	A				9時間
	C	C		C	C	8時間
D1 7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	C : 15分 B : 7時間30分
日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13

第3週 週所定労働時間38時間45分
週の実労働時間53時間30分

		A	A			10時間
				A		9時間
	C	C		C	C	8時間
D2 : 7時間45分 22(月)に休日を 振替える	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	休
日	月	火	水	木	金	土
14	15	16	17	18	19	20

第4週 週所定労働時間38時間45分
週の実労働時間34時間45分

				A		10時間
		A				9時間
		C		C	C	8時間
休	14日 の休日 勤務の 振替	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	休
日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27

第5週 所定労働時間
15時間30分
実労働時間18時間

		A	A		9時間
		C	C		8時間
休	7時間 45分	7時間 45分			
日	月	火			
28	29	30			

時間外労働の算定は、次のようになります。

(1) 各日ごとに計算する時間

- ① 各日について、所定労働時間が8時間以内に定められている日であっても、当該時間を超過1日8時間をさらに超えるに至った部分の時間（図のA）

(2) 各週ごとに計算する時間

- ② 各週については、週所定労働時間が40時間以内に定められている週であっても、(1)による時間外労働を除きその週所定労働時間を超過、さらに週40時間を超えるに至った部分の時間（図のB）

(3) 所定時間外で法定時間内の時間

- ③ 各日について、所定労働時間が8時間以内に定められている日であっても、当該時間を超過1日8時間以内の部分の時間で、かつ(1)による時間を除きその週所定労働時間を超過、週40時間以内の部分の時間（図のC）

(4) 法定休日の労働の扱い

- ④ D-1は、法定休日労働なので35%の割増賃金。D-2は、22(月)と交替した扱いとなるため休日労働ではないが、第3週の「各週ごとに計算する時間」週40時間を超えるに至る7時間30分について、25%の割増賃金のみ発生する。

(5) 時間外労働時間の合計

A（16時間）、B（7時間30分）、C（12時間）、D-1（7時間45分）で合計43時間15分となる。このうち、AとBの時間の合計23時間45分は、法定時間外労働割増対象となり、D-1の時間は、法定休日の勤務なので35%割増対象となり、Cの時間は、法定時間内労働なので割増は必要ない。また、D-2の時間については、7時間30分が25%割増分のみ支給が必要となる。